

「塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例（案）」に関するパブリック・コメントの結果

- ◇ 意見等の募集期間:平成 26 年 8 月 25 日～平成 26 年 9 月 14 日
- ◇ 意見等の受付件数: 12 人 16 件
(提出方法の内訳:ファクシミリ 7 人、電子メール 4 人、持参 1 人)

実施機関：（担当課）コメント

住民課では、平成26年8月25日～平成26年9月14日までの期間、「塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例（案）」について、皆様からの意見を募集いたしました。

その結果、12名の方から16件のご意見をいただきました。貴重な意見等、誠にありがとうございました。

町では、皆様からのご意見に対しまして、次のような考え方をまとめましたので、公表いたします。

1. 提出された意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

番号	提出いただいた意見等の概要	町の考え方
1	<p>条例を制定する必要があるのか。 指定廃棄物処分場選定の白紙撤回のための条例制定はするべきではない。</p>	<p>ご承知のとおり、尚仁沢湧水とその源である高原山のかげがえのない自然は塩谷町の宝であり、これらなくして塩谷町の発展は考えられません。そのため、高原山の自然と尚仁沢をはじめとする湧水の価値を保全することは町の重要な責務と認識しております。</p> <p>高原山の自然は、これまでも大名沢の採石場建設問題やイヌブナ林の伐採など、破壊の危機に直面したことが何度かありました。そのたびに、町民の努力でこれらの危機を回避することができましたが、将来にわたって、このような破壊の危機から高原山の自然と湧水を保全するための施策が必要となっていました。</p> <p>今般、去る8月5日、高原山と尚仁沢や湧水等を保全するための条例制定を求める727筆の署名を添えた陳情が町および町議会議長宛てに提出されました。そこで町としては、このような町民の方々の意志を尊重し、本条例を制定するに至った次第です。</p> <p>したがって、本条例は、高原山の自然や湧水の社会的価値を保全するために制定するものであって、指定廃棄物処分場の候補地に選定されたことに対抗するために制定するものではありません。</p>

2	<p>条例と国の法律の関係は。</p>	<p>憲法第94条、地方自治法第14条第1項に基づき、自治体に独自の条例制定権が認められています。</p> <p>高原山の自然や湧水の価値を保全するという本条例と目的を同じくする国の法律(上位法令)はありません。したがって、本条例は、法律が制定されていない領域について、高原山の自然や湧水の社会的価値を保全するという目的のために、自治体独自の条例制定権に基づき制定するものです。</p> <p>上位法令がない場合においては、国や地方公共団体であっても、本条例による規制対象となりうるものと考えています。</p>
3	<p>本条例案の制定説明は第1条で謳っているため、前文は必要がないのでは。</p>	<p>既述しました条例制定の経過に鑑み、かけがえのない高原山と湧水を守ることの重要性を前文に記載したものであります。</p>
4	<p>第3条第2項において、町民はもとより県民・国民あるいは全世界の人々に協力義務を課すということになるが、一自治体の条例条文として適切か。</p>	<p>高原山系が、複数の市町村にまたがって存在していること、規制の内容が努力義務を課すにすぎないことから、「何人も」という表現を採用しました。</p>
5	<p>第5条第2項～5項の関係から、審議会意見聴取の流れが①審議会の意見聴取→図書の縦覧→再び審議会の意見聴取なのか、②図書の縦覧→審議会の意見聴取なのか、表現に齟齬がみられる。</p>	<p>以下のように修正いたします。</p> <p>修正案：第5条第2項を削除し、第5項の「審議会」を「塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全審議会（以下「審議会」という）」と修正します。あわせて、第5条各項の項番号も修正します。</p>
6	<p>第7条第3項による、町民の範囲はどこまでか。</p>	<p>第7条3項にかぎらず、本条例における「町民は」、塩谷町に住所または居所を有するもの全員をいいます。</p>
7	<p>第7条第5項の(6)の町民との協議を経るとは具体的にどのようなものなのか。</p>	<p>「協議を経る」というのは、丁寧な説明の上で、十分な合意形成が図られている状況を想定しています。</p>
8	<p>第8条の事業者の意見陳述においては、申請書を受理した町長が必要に応じて申請者に説明を求めるのが筋であり、なぜ申請者側が審議会に意見を述べるのか。審議会に、町長以上の特権を与えるのか。</p>	<p>町長が事業者の説明を求めている場合でも、事業者が意見陳述する機会を保障したものです。</p>

9	第10条において、既設事業者のうち、町や地元と協定等を締結したうえで事業を展開している者についても規制の対象とするのか。	公害防止協定等を締結している事業者に限らず、すべての既設事業者については、現在の事業活動について改めて許可を要求するものではなく、単に規則で定める事項についての届出義務を課しているにすぎません。
10	第11条において、特に畜産農家においては、これから規則で定めようとする「基準」に合致しない場合が出てこないか。事業の継続が危惧される。	家畜排泄物法や水質汚濁防止法等に定める基準、防止措置を遵守していただければ問題ないものと考えております。
11	第11条の「規則で定める水質及び水量の基準」であるが、排出水の基準は必要と思うが、「水量の基準」とはどういうことか。	尚仁沢湧水等を保全するためには、一定の水質のみならず、水量の確保も不可欠と考えております。そのため、水質と使用水量の報告を定めたものです。
12	第12条の立入検査の実施者として町職員は当然であるが、「町長の指定する者」とはどういうことか。	立入検査の検査にあたっては、公正かつ透明でなければならないのは当然であり、そのように運用します。 立入検査における「町長の指定する者」とは、検査にあたり、専門家等が必要な場合を想定しています。
13	第21条の見出しを（制裁）としているが、これは（公表）とすべきではないか。また、第2項の「意見を述べる機会」は「弁明」の機会ではないか。	ご意見のとおりと思います。 （制裁）→（公表）、「意見を述べる機会」→「弁明の機会」に修正します。
14	保全地域の範囲はどのように指定するのか。一般的には地番による整理だと思うが、高原地区は地籍調査を実施していないため、それは不可能である。	いただいたご意見を参考に保全地域の範囲を指定させていただきます。
15	審議会の委員構成が不明である	環境審議会条例の規定とは別に、中立公正な有識者等から委員を選定する予定です。
16	本条例案は、他市町の条例を一部修正したものではないのか。	本条例は、町独自の条例として制定するものです。